令和７年度クラウドファンディング活用支援実施業務委託仕様書

１　業務名

令和７年度クラウドファンディング活用支援実施業務委託

２　業務の目的

市内の中小企業者及び創業予定者などの新規事業へ挑戦する者のクラウドファンディングを活用した販路開拓や資金調達を支援することを目的として、公益財団法人千葉市産業振興財団（以下「財団」という。）が実施する「クラウドファンディング活用支援」（以下「本事業」という。）について、その企画、運営業務等を委託する。

３　委託期間

契約締結日から令和８年２月２８日まで

４　本事業の実施内容

　　本事業の目的達成に向けて、以下のとおり、セミナー及び伴走支援を実施する。

（１）クラウドファンディング活用セミナー（以下「セミナー」という。）

　　ア　内容

購入型クラウドファンディングに関するものとする。

　　イ　日程及び回数

　　　　令和７年８月から９月中に１回以上実施するものとする。

　　ウ　開催方式

開催方式（会場・WEBなど）は特に指定しないが、会場開催とする場合は、千葉市内での開催とする。なお、財団内またはCHIBA-LABO内での開催の場合には、施設使用料は発生しないが、それ以外の施設で開催する場合の施設使用料等は、受託者負担とする。なお、受講料は無料とする。

　　エ　対象者及び定員

　　　　千葉市内の中小企業者及び創業予定者を対象とし、定員は３０人程度を想定している。

（２）伴走型支援

　　ア　目的

　　　　セミナーを受講した者が、販路開拓や資金調達を経て、商品の本格販売やサービスの実施開始に至ることを目的とし、３者以上の目的達成を基準として設ける。

　　イ　日程

　　　　セミナー終了後から令和８年１月３１日まで

　　ウ　実施方法

　　　　支援希望者に対して個別に日程調整し、対面又はオンラインによる個別面談形式で実施する。

　　エ　対象者

　　　　セミナーを受講した者のうち、支援を希望する者。ただし、必要に応じて、対象者の選抜を行うことを可とする。

５　委託業務の内容

前項の実施事業にかかる各号の業務。

（１）セミナー企画

（２）セミナーに関する広報・周知

ア　チラシの作成・データ提供

参加者募集チラシを作成し、データを財団へ提供する。

なお、校了は責了とせず、校了まで必要な回数行う。

イ　実施期間

本業務委託契約締結後、セミナー実施までの期間において、十分な広報・周知期間を設けることとする。

（３）セミナーの開催・運営

セミナー実施に要する講師等の確保、テキスト又は教材資料などの作成等を含む。

セミナー参加者に対して、実施後アンケートを行い、回答内容を集計、分析の上、財団に報告する。

（４）セミナー参加者へのフォローアップ（伴走型支援）

ア　対象者

セミナー参加者のうち、希望者に対して、販路開拓や資金調達を経て、商品の本格販売に至れるようフォローアップを行う。

イ　実施方法

セミナー終了後から令和８年１月３１日までの期間において、受託者が希望者対して個別に日程調整し、対面又はオンラインによる個別面談形式で実施する。

（５）実施報告書の作成及び支援状況の引継ぎ

委託期間終了までに、セミナーの実施内容及び成果、参加者へのアンケートやフォローアップ結果及び分析に基づく課題、次年度への提案等をまとめ、財団に提出する。

また、セミナー参加者への支援状況について、財団指定の様式を用いて、報告及び引継ぎを行うこと。

（６）上記各号に付帯する業務

６　委託業務の企画提案にかかる留意事項

（１）セミナー企画に関すること

「４　本事業の実施内容」に基づいて、本事業の目的を達成するに必要となるカリキュラムを作成し、その実施手法とあわせて企画提案すること。

（２）広報・周知に関すること

５（２）で示す広報媒体等とあわせて、ほかに有効な手法があれば、あわせて企画提案すること。

（３）講師等及びフォローアップに関すること

講師等の選定にあたっては、講師及び必要に応じて確保する補助員の所属、氏名、経歴及び選定理由等を示すこと。また、５（４）に示す参加者へのフォローアップのほか、本業務終了後においても、可能な限りサポートが継続されうる人選に配慮すること。

（４）セミナー開催に付随する財団の担当事務に関すること

ア　受講希望者の募集、申込受付、受講者名簿の作成

イ　会場の確保及びセミナー実施に必要となるプロジェクター、スクリーン、
ホワイトボード、オンライン開催時の配信機材等の手配及び設置

８　情報セキュリティ対策にかかる留意事項

本委託業務の実施にあたっては、個人情報等の取扱いが発生するなど、受託者の情報セキュリティ対策が求められることから、以下のとおり十分な対策を講じた業務運営に努めること。

（１）情報セキュリティに対する組織的な取組みについて

ア　情報セキュリティポリシーや情報セキュリティ管理に関する規定類の定め

イ　情報セキュリティに関する規定類に基づくセキュリティ対策の実践

ウ　個人情報など重要な情報を取り扱う作業について、工程ごとの作業責任者を

明確にし、取扱者を限定するなど、情報漏えいや不正利用を防ぐための保護対

策の実践

エ　従業員に対し、採用、退職の際に守秘義務に関する書面を取り交すなど、セ

キュリティに関する就業上の義務の明確化

オ　従業員に対する情報セキュリティに関する教育

（２）物理的セキュリティ対策について

ア　建物に出入りする者について、セキュリティ上の規定類の定め

イ　上記アに基づくセキュリティ上の規定類の実践

ウ　個人情報など重要な情報が入った書類や記録媒体の適切な管理

（３）情報セキュリティ上の事故対応について

ア　情報セキュリティに関連する事件や事故が発生した際に必要な行動を、適

切かつ迅速に行えるよう定めた手順に基づく実践

９　その他留意事項

（１）本委託業務の遂行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項ならびに仕様書に明記していない事項については、財団との協議により、業務を進めること。

（２）受託者は、本業務を通じて取得した個人情報については、保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう「公益財団法人千葉市産業振興財団個人情報保護規程」を遵守し、個人情報の適切な管理のために必要な措置をとること。

（３）財団が本業務の実施にあたり提供した個人情報等の情報資産の取り扱いに関して、当該情報資産の漏洩等が明らかになった場合は、適切な対応策を講じ、速やかに当該事実の報告を行うとともに業務改善計画を策定し、財団に提出すること。

（４）本業務に関し、情報セキュリティに関する事件及び事故等が発生した場合、受託者は速やかに財団へ報告すること。財団は必要に応じて当該事件及び事故等の公表を行う。

（５）受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託期間終了後もその守秘義務を順守すること。

（６）受託者は、本業務を一括して第三者に委託することはできない。

（７）本業務により得られた成果物は、財団に帰属する。